

第3号議案

広島県公立学校教職員人事異動方針について

広島県公立学校教職員の人事異動方針について、別紙のとおり提案します。

平成25年8月9日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

# 広島県公立学校教職員人事異動方針（案）

教職員の職能成長を図るなど人材育成を積極的に推進するとともに、それぞれが意欲を持ち特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する学校づくりに向け、全県の視野に立って計画的に適材を適所に配置し、人事の刷新を図る。

## 1 人事配置について

### (1) 広域人事の推進

全県的な視野に立って適材を適所に配置し、広域にわたる人事異動を推進する。  
とりわけ、同一市町に長期間在職する者の他市町への配置換を積極的に推進する。

### (2) 同一校在職期間の適正化

- ア 同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り配置換する。
- イ 同一校勤務6年以上10年未満の者は、積極的に配置換する。
- ウ 同一校勤務6年未満の者も配置換の対象とするが、短期間（同一校勤務3年未満）での配置換は、原則として行わない。

### (3) 人事交流の推進

- ア 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校種間異動、複数校兼務などを推進する。  
高等学校においては、課程間の人事交流も推進する。  
とりわけ、小学校・中学校間、中学校・高等学校間及び特別支援学校・他校種間の計画的な人事交流を積極的に推進する。
- イ 国、他県、広島市の学校及び広島市以外の市立高等学校並びに行政機関との交流を積極的に推進する。

### (4) 新規採用教職員の計画的配置及び異動

- ア 新規採用教職員については、その基本的な資質と力量を培う観点に立って、計画的な配置を行う。
- イ 新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については、原則として他市町へ計画的に配置換する。

## 2 管理職人事について

### (1) 管理職の任用と配置

- ア 管理職は、教職経験の有無や年数にとらわれることなく、人物、識見、意欲、管理・指導能力、勤務成績等について長期的かつ総合的に評価し任用する。
- イ 各学校の状況や課題を踏まえて適材を適所に配置するため、広域にわたる人事異動を積極的に推進する。
- ウ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校種間異動を推進する。

### (2) 女性の管理職任用

管理職への女性の任用を積極的に推進する。

## 3 校長意見の尊重及び市町教育委員会との連携等

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の平成13年度及び平成19年度改正の趣旨を踏まえ、より一層適正な教職員の人事管理を進めるとともに、校長の意見を尊重し、市町教育委員会との緊密な連携の下に、計画的に適材を適所に配置する。

## 4 その他

この方針は、平成26年度広島県公立学校教職員人事異動から適用する。